

# 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

## 流通調整

### 国内発生前

- 返品を行わないよう、医療機関及び卸売業者に対して指導
- 医療機関や住民に対して不要入手しないよう、情報提供

### 国内発生後

- 都道府県は、医療機関ごとの届け出患者数と使用状況に関する情報収集を強化  
流通薬について、指定する医療機関や発熱外来に集中するよう卸売業者に指導
- 都道府県は、医療機関の悪質な買い占めを公表
- 備蓄薬は、卸売業者を通じて都道府県が指定する医療機関に配送  
使用は都道府県分を優先し、不足しがちな都道府県に対し国の備蓄分を使用

## 投与方法

### 予防投与

- 早期対応戦略時及び、患者に濃厚接触した医療従事者等でワクチン未接種の者が、十分な防御なく、暴露した場合に投薬

### 通常インフルエンザ治療

- 発症後48時間以降や、健常成人で新型インフルエンザの感染が考えにくいなどの場合は、投薬を控える

### 感染拡大時

- 発症後48時間以内の服用開始を原則とし、重症入院患者を優先
- 実際に流行するウイルスの性質によって、外来患者に対する投与の優先順位を検討

## リレンザ

流行しているウイルスがタミフル耐性で、リレンザに感受性を示す場合に使用

# 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

## 新型インフルエンザの基本的知識

### 発生前の準備

- 1) 危機管理体制の確認(対策本部の設置、連絡体制構築)
- 2) 情報収集及び周知方法の確立
- 3) 業務運営体制の検討
- 4) 感染の予防の事前の措置 (手洗いの励行、在宅勤務等の業務形態の検討など)
- 5) 物品の備蓄(マスク、手袋、手指消毒用アルコールなど)
- 6) 社会機能維持に関わる事業における業務継続の検討(業務を継続する観点から、運営体制を検討)



### 発生直後の対応

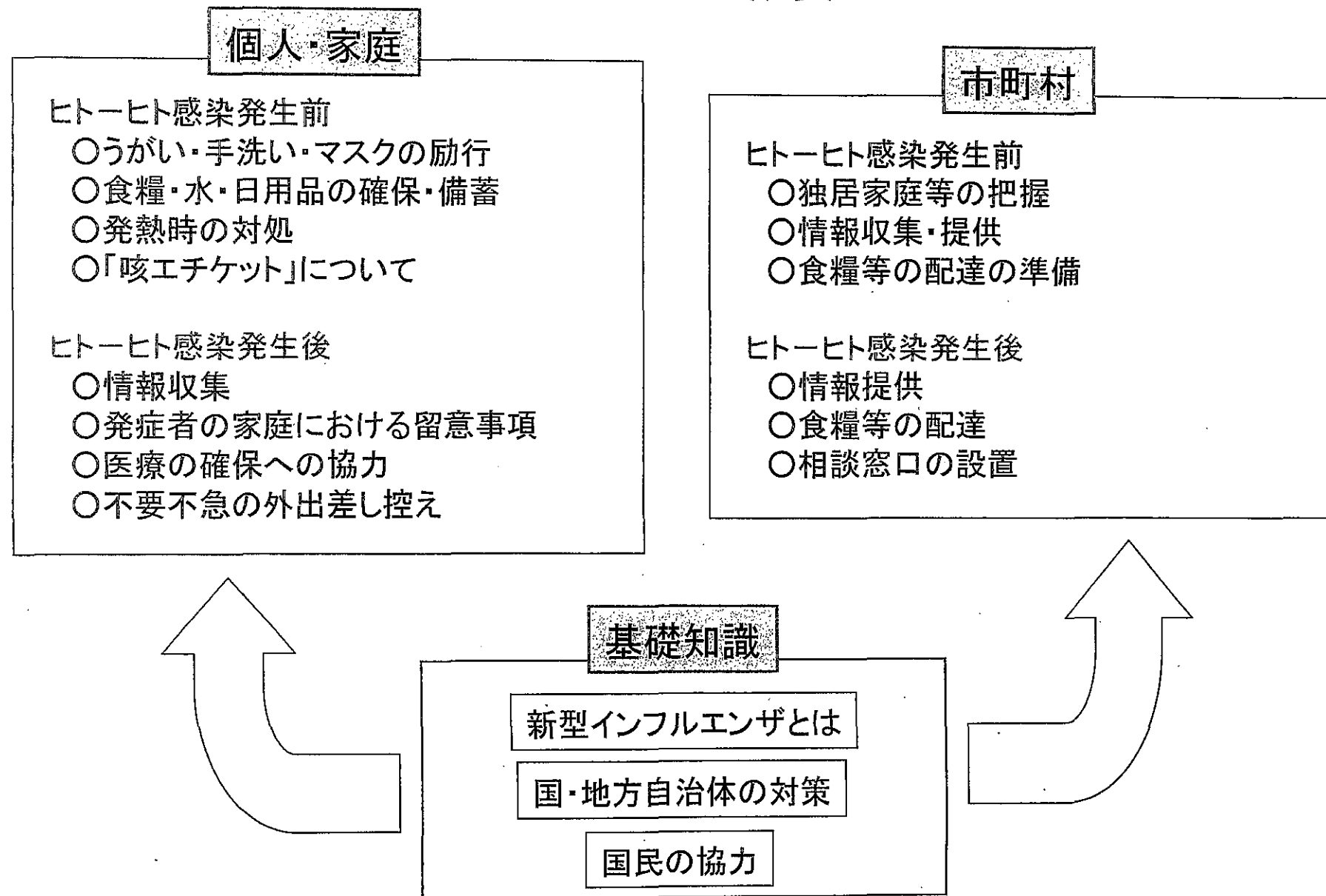
- 1) 情報収集及び周知
- 2) 感染拡大予防の措置 (会議、会合、研修等を中止または延期、電話会議やビデオ会議 など)
- 3) 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置  
感染国の従業員等及びその家族退避、海外出張の是非等を検討
- 4) 予防的措置の啓発 (「咳(せき)エチケット」、健康状態の自己把握 など)



### 感染拡大時の対応

- 1) 情報収集及び周知
- 2) 業務運営体制の検討 (必要に応じた業務の縮小、従業員等の自宅待機など)
- 3) 感染拡大予防の措置
- 4) 予防的措置の啓発の強化
- 5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

# 個人および一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策に関する ガイドライン 概要



# 新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降） 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン【概要】

## 新型インフルエンザ発生時の情報提供・共有の基本的考え方

- 国内でのヒトからヒトへの感染拡大が発生する前から積極的に情報提供。
- 国内での感染事例発生時には正確な情報を早急に適切な手法により伝達。
- 情報提供に際して盛り込むべき内容、提供方法や表現等の留意事項について予めリスト化。
- 個人のプライバシーや人権に配慮した情報提供。

### フェーズ1～3



国内外の新型インフルエンザ発生状況について随時情報収集し、定期的に記者発表

#### 自治体（都道府県）

定期的な記者発表により住民へ情報提供

### フェーズ4以降



- 新型インフルエンザ対策推進本部を開催し、本部長（厚生労働大臣）からフェーズ4の宣言。
- 情報提供体制の強化（毎日複数回、定時の定例記者会見の実施）
- コールセンターの設置

#### 自治体（都道府県）

- 情報提供体制の強化（毎日複数回、定時の定例記者会見の実施）
- コールセンターの設置

## ※発生地域の公表の考え方

国内発生時は、市町村名までを公表。患者のプライバシー保護に十分留意。ただし、接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所と時期を発表。

# 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

## ○火葬体制の整備

・都道府県は、市町村の協力を得て、火葬場の火葬能力を調査 (フェーズ3まで)



・市町村は、都道府県等と連携し、火葬場の状況を踏まえ、その能力を最大限発揮できるようにするための人員体制、物資等の準備 (フェーズ4・5)



・都道府県は、火葬場設置者に対し、火葬炉の最大限の稼働を要請 (フェーズ6)

## ○遺体の保存対策

・市町村は、都道府県の協力を得て、火葬場の火葬能力を超える死亡者が出た場合に備え、一時的に遺体を保存するための施設、必要な物資等を準備 (フェーズ4・5)



・都道府県、市町村は保冷機能を有する施設等を確保し、遺体を一時的に安置  
・都道府県は、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生の問題が生じる場合には、墓地への埋葬を許可するなど状況に応じた措置を検討 (フェーズ6)

※ 埋火葬や遺体の保存に当たっては、葬送文化、遺族の宗教的感情にも適切に配慮